

入札時における工事費等内訳書の提出に関するQ & A

○ 内訳書の提出の取扱い

Q 1 入札において内訳書の提出を求めるのはなぜか

A 1 入札談合防止、ダンピング受注の防止などの目的から、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正にされ、「建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない」（適正化法第12条）と条項が新設されたためです

○ 対象工事等の範囲

Q 2 対象とする工事等の範囲はどこまでか

A 2 対象とする範囲は、競争入札により発注するすべての工事等（**工事及び設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託業務**）となります、金額設定はありません
見積合せや工事を伴わない維持管理業務などは、従前とおり落札者のみとなります
その場合も、岩内町が示す内訳書で提出いただいても構いません

○ 内訳書の記載方法及び提出方法

Q 3 岩内町が示す内訳書様式は、指名競争入札の通知時にもらえるのか

A 3 公示用設計図書と同時にデータで渡します。また、岩内町HPからダウンロードも可能です

Q 4 内訳書に記載するのは、詳細な細目まで必要か

A 4 一例に示すように、**大工種のみ**です

例) **舗装工**

車道アスファルト舗装工

歩道アスファルト舗装工

道路付属物施設工

区画線工

付属物復旧工

Q 5 公示用設計図書は、従前とおり細目まで内訳をもらえるのか

A 5 従前とおりにお渡ししますので、見積もりの参考にして下さい

Q 6 落札者となった場合、改めて詳細な内訳書の提出が求められるのか

A 6 求めません

Q 7 入札者が独自に内訳書を作成しても良いか

A 7 岩内町の示す内訳書様式の項目が全て記載されていれば問題となりませんが、当該項目に不備がある場合は、無効となりますので町の様式をお使い下さい

Q 8 内訳書の記名押印は誰のものか、入札書と同様に代理人等も表記することとするのか
また、共同企業体の場合はどのように表記するのか

A 8 内訳書の記名押印は、入札者（代理人による入札の場合にあっては当該代理人）が行う
こととなりますが、その具体的な記載方法については入札書の例によります

Q 9 単純なケタ違い等、錯誤によるものの取扱いはどのようになるのか

A 9 内訳書の合計金額のケタ違いなどにより、入札書記載金額と異なる場合は、無効となり
ます

なお、漢字変換ミスなどにより、内訳書の工事名等の名称に誤りがある場合、当該入札
に係る内訳書であることが推定できるものについては、有効とします

Q 10 内訳書は、どのような方法で提出することとなるのか

A 10 入札書にホチキス止めし、封筒に入れて入札書とともに投函して下さい

Q 11 委任状の記載方法は、「内訳書の作成及び提出」の文言を明記させる必要があるのか

A 11 委任状には「入札書の提出に関すること」又は「入札に関する一切の件を委任する」
旨の記載があれば、内訳書の提出も委任されているものとします

○ 内訳書の内容確認

Q 12 値引きは可能か

A 12 値引きは可能です、値引き後における内訳書の合計金額と入札書の記載金額は一致し
ていなければなりません

○ 無効の取扱い

Q 13 内訳書の提出をしなかった場合はどうなるのか

A 13 入札書提出時に内訳書の提出がない場合には、その入札者の入札は無効となります
また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないこととなります

○ その他

Q 14 提出した内訳書は、返してもらえるのか

A 14 返しません